

第4章 重点整備地区の位置・区域

4-1 重点整備地区の考え方

基本構想を策定するにあたり、重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路をそれぞれ設定する必要があります。

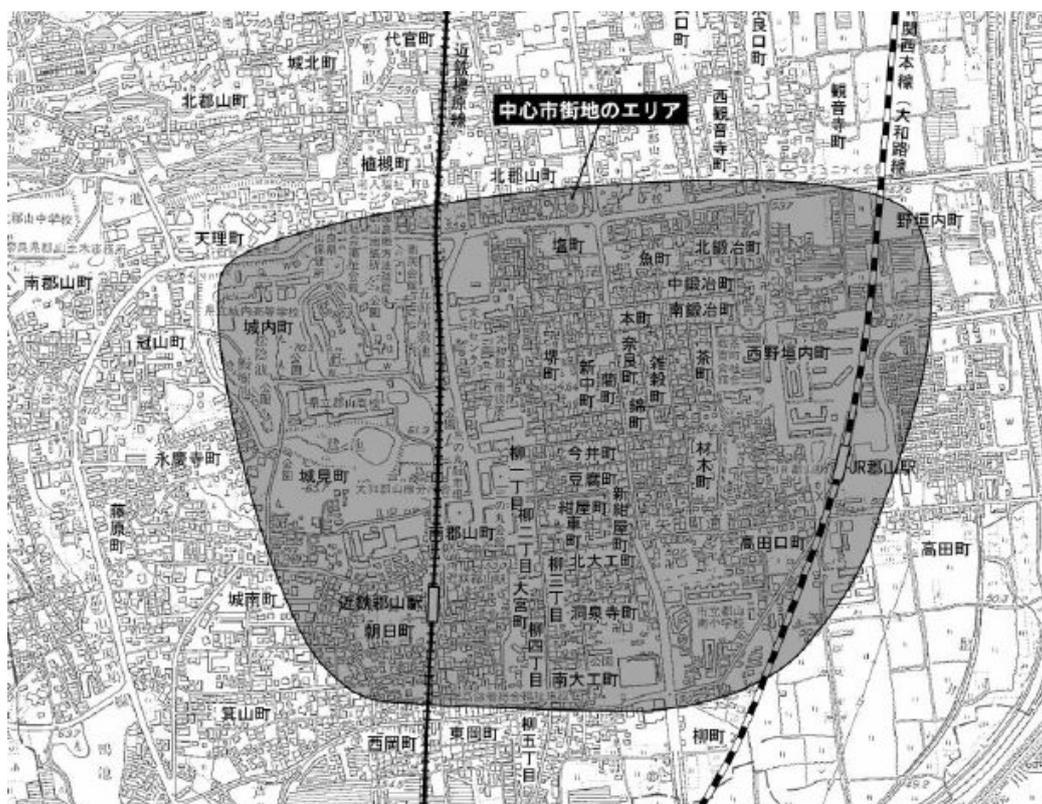
重点整備地区は、大和郡山市のバリアフリー化に関わる事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区であり、範囲の検討にあたっては、以下の事項を勘案しました。

考え方1：公共施設等の生活関連施設を含む徒歩圏

新法に定められている重点整備地区の要件の1つとして、「生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区である」ことが定められています。そのため、生活関連施設を含む徒歩圏（半径約1kmの範囲）として設定しました。

考え方2：中心市街地のエリアを含む

都市計画マスタープランではJR郡山駅、近鉄郡山駅周辺を「中心市街地」として、まちづくりにおいて特に重要な地区として定めています。移動等の円滑化の促進に向けたバリアフリー化は、まちづくりと一体的に実施することが望まれることから、「中心市街地」として設定されているエリアを包括した範囲を設定しました。



出典：大和郡山市都市計画マスタープラン

図 4-1 「都市計画マスタープラン」に記載されている中心市街地のエリア

4-2 重点整備地区の範囲

重点整備地区を図4-2に示す、約210haの範囲としました。

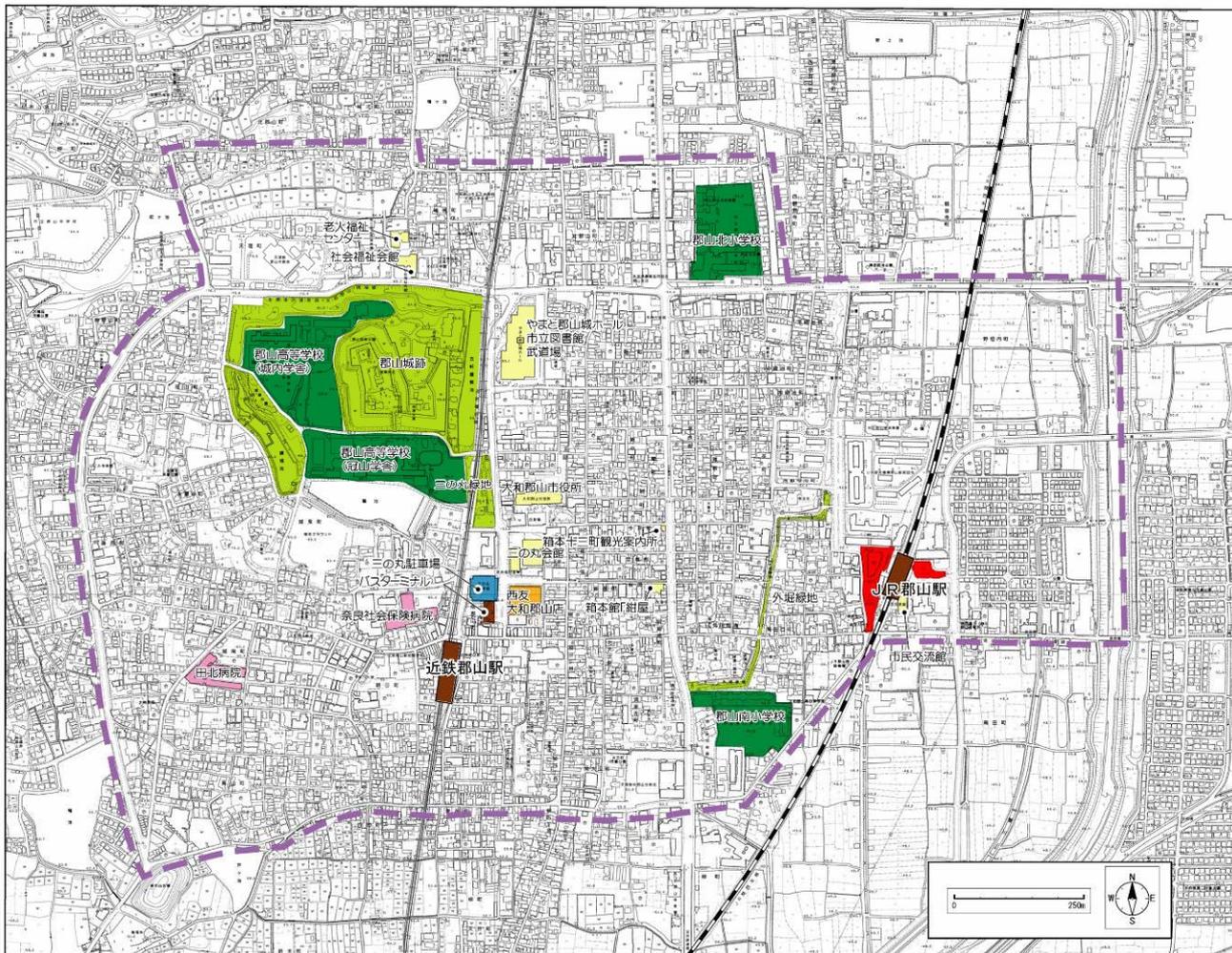


図 4-2 重点整備地区の範囲